

## 水辺の外来種問題をめぐる最近の動き

滋賀県立琵琶湖博物館 中井 克樹

**【節目の年】**今年2020年は、2010年10月に愛知県・名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締約国会議(CBD/COB10)で定められた「愛知目標」のターゲットイヤーに当たり、10月に中国雲南省で開催予定の第15回会議で達成状況が評価される節目の年となる。愛知目標では、外来種対策に関連した「目標9」が掲げられ、「2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる」とされている。この愛知目標の達成を目指して、わが国の外来種対策においても、中間年の2015年3月には「外来種被害防止行動計画～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～」と「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(略称「生態系被害防止外来種リスト」)が公表された。このリストの評価内容を反映させ、外来生物法の規制対象の「特定外来生物」が追加指定された。

**【対応困難な侵略的外来種への対応】**アカミガメとアメリカザリガニは侵略的影響が認識されながら、「特定外来生物」の規制がきわめて厳格なため、それへの指定が困難とされる外来種の代表格である。両種は、生態系被害防止外来種リストにおいて、国内定着した外来種のなかで対策の必要性が最も高い「緊急対策外来種」と評価されており、その侵略的影響を普及・啓発するうえでこのリスト評価の活用が求められる。一方で、特にアカミガメは、2015年に環境副大臣が具体的な対応の検討を明言したことから、生息実態の把握や駆除手法の開発などのプロジェクトが実施され、昨年10月にはその結果を総括するシンポジウムも開催された。今後は、同じく対応が難しいアメリカザリガニも含め、制度的な対応のあり方も検討される見通しとのこと。

**【未判定外来生物の盲点】**アメリカザリガニ科のミステリークレイフィッシュは、外来生物法で規定された「未判定外来生物」の枠組みの盲点を露呈するものとなった。もともとザリガニ類は、植物防疫法において規制対象となってきたものが、2006年に新たに外来生物法が施行されるに当たり植物防疫法の規制対象から外れるため、外来生物法の規制対象とされた経緯があった。そこでは、輸入や国内での飼育等の実績のあるものは特定外来生物に、まだ国内に存在することが確認できていないものを未判定外来生物に指定し、後者は輸入の申請がなされた際に特定外来生物に該当するかどうかを判定する対応となった。しかし、いつの間にか日本国内においてアメリカザリガニ科で未判定外来生物のミステリークレイフィッシュが安価に流通する状況となっていた。外来生物法施行時点ですでに国内で飼育されていたのか、法施行後に未判定外来生物にもかかわらず密かに持ち込まれたのかは、私の知るところではないが、外来生物法の仕組み上「未判定外来生物が国内で流通していること」は想定外であり、具体的な対策を講じることができず、特定外来生物として追加指定する際にも相当に時間を要している。これと同様の事態は、サンフィッシュ科魚類をはじめ、他のさまざまな未判定外来生物についても起こりうることに注意する必要がある。

**【農業と標本化における対応】**特定外来生物は圧倒的に動物が多く、植物は現在16種類で、その多くは水生あるいは水陸両生で、水田生態系にもしばしば侵入し、農業における「強害雑草」になっているものがある。特にナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイは水田内でも生育し、営農活動に多大な支障が生じていることに加え、通常の営農作業がこれらの植物の繁茂や分散を助長させる可能性すら憂慮される状況にある。このような特性を備えた特定外来生物への適切な対応について、農業の現場においてはほとんど検討がなされておらず、早急な対応が必要である。また、特定外来生物への対策を科学的見地から適切に行うには、種の正確な同定や記録の保存が不可欠であり、そのためには個体(種子を含む場合もありうる)を確実に採集し、それを標本として保存することが重要な意味を持つ。こうした一連の活動が支障なく行えるよう、外来生物法の制度面、運用面での適切に整備するため、まずは現状の点検と見直しが急務である。

※今年度、外来生物法や外来種対策の現状評価が始まります。改善すべき課題などがございましたら、検討することができる可能性がありますので、お知らせいただけましたら幸いです。